第5期守山市地域福祉計画策定支援業務 什樣書

- 1 委託業務名 第5期守山市地域福祉計画策定支援業務
- 2 委託契約の期間 令和6年契約締結日から令和8年3月25日まで

3 委託業務の目的

第4期守山市地域福祉計画が令和7年度末に計画期間が満了することから、令和8~12年度を計画期間とした第5期守山市地域福祉計画を策定するにあたり、情報収集や現状分析、会議要旨のとりまとめ、素案の作成補助やレイアウト・デザイン等を委託することにより、着実かつ効率的に計画を策定することを目的とする。

4 委託業務内容

(1) 第4期地域福祉計画の進捗評価、現状把握作業

第4期守山市地域福祉計画の進捗評価、統計資料及び関連計画、令和元年度に実施した学 区懇談会の報告書、各種市民アンケート調査結果などから市の現状を把握すること。

(2) 守山市地域福祉推進会議の運営支援(4~5回)

守山市地域福祉推進委員会会長との事前打ち合わせ、資料の作成、会議出席、会議録(要約)の作成等を行うこと。また、会議の中で他地域の地域福祉計画の動向等の情報提供等を会議の中で説明を求める可能性があることを踏まえること。

開催予定については、以下のとおりである。(平日に開催)

令和6年度 2月頃

令和7年度 第1回:5月 第2回:7月 第3回:11月 第4回:2月

(3) 市内外福祉関係団体ヒアリング等への出席および意見のとりまとめ(令和7年2~4月に 開催予定)

守山市が実施する福祉関係団体ヒアリングへ出席するとともに必要な資料のとりまとめを行うこと。また、市民懇談会(もしくはワークショップ)の資料のとりまとめを行うこと。

(4) アンケート調査および結果の分析

(必要配布数 2,000 通を郵送。返送率 50%を想定。回答は郵送および Web の併用。Web 回答者には QUO カード Pay100 円分(市負担。委託料に含まない)を進呈。参考 85,731 人 R6.3.31 時点)

(5) 計画骨子・素案の作成および内容調整

現状把握、各種会議および市民懇談会などの意見を反映して計画骨子および素案を策定する際の補助(内容のアドバイスおよびレイアウトやデザインの作成)を行うこと。また、庁 内関係部署および各種会議、パブリックコメントの内容の助言等を行うこと。

(6) 計画書の作成(Word および PDF 形式での納品)および計画に必要な資料の作成 計画書(概要版含む)に関しては Word および PDF 形式で提出するとともに策定する際に 使用したデータ等についても汎用性があるデータ形式で一式納品すること。 (7) 上記のほか、計画策定に必要と思われる業務については、協議の上決定する。

5 連絡体制等

この業務における担当者については、市からの連絡が常にとれる体制を整えておくこと。こちらから行う電話もしくはメールでの質問等について、遅くとも1日以内(土日休日は除く)に担当者もしくは業務を把握している管理者等が市の担当者に対して連絡を行うこと(電話もしくはメール)。連絡体制を整えておく時間については市役所の開庁時間(平日8時30分から17時15分まで)を基準とする。

6 費用負担

本業務に係る費用についてはすべて受託者が負担するものとする。

7 著作権

市に提供した成果品等に係る一切の権利は、市に帰属するものとする。

8 成果品

次のとおり納品を行うこと。納期限は令和8年3月初旬とする。ただし、必要に応じて協議の上、変更することがある。なお、印刷についてはこの業務の中には含まれない。

- ・第5期守山市地域福祉計画書(概要版含む・Word 形式での納品)
- ・策定する際に使用したデータ等 (Word・Excel・PDF 等の汎用性のある形式での納品)

9 支払

- (1) 支払いについては、部分払いとし、年度ごとに支払うものとする。
- (2) 年度ごとの支払金額
 - ①令和6年度:事業者提案見積額(上限額:3,550,000円)
 - ②令和7年度:事業者提案見積額(上限額:3,600,000円)

10 その他

受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

本業務の実施に関し、この仕様書によりがたい場合は、市と受託者が双方協議の上、取り扱いを決定することとする。